

白井市「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金交付要綱

所管課

産業振興課

1 補助金の名称

白井市「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金交付要綱

2 補助金交付の目的

市内園芸農業者に対し、産地の生産性向上に必要な園芸生産施設や省力機械等の整備、共同利用施設の整備、園芸施設の改修及び省エネルギー型装置等の更新、生産性向上を図るための機械・装置等の導入に対し補助を実施することにより、果樹等の園芸農家の強化を図るため

3 補助対象

農協、農業者が組織する団体、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者及び認定新規就農者

4 補助対象経費

別紙に定める経費。ただし、県の補助金が不採択となった場合は市単独での補助金は交付しない。

5 補助額（率）

別紙に定める額

6 予算の範囲

当初予算の範囲内

7 施行日

令和3年4月1日

8 補助金の終期

令和6年3月31日（終期については、千葉県の「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金交付要綱に準じる）

9 改正履歴

別紙

補助対象事業（事業区分）	補助対象経費	補助率
1 生産力強化支援型 (1) 認定農業者等整備 ア 園芸生産施設整備費 イ 省力機械等整備費	千葉県「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金交付要綱及び同実施要領に基づき実施する事業のうち、市長が認めた経費。	補助対象経費の2分の1以内 内訳 県4分の1以内 (千円未満切捨て) 市4分の1以内 (千円未満切捨て)
(2) 共同利用機械・施設等整備 ア 共同利用施設整備費 イ 共同利用機械整備費 ウ 観光農業促進施設整備費 エ 特認施設・機械整備費 オ 実施設計費		補助対象経費の2分の1以内 内訳 県3分の1以内 (千円未満切捨て) 市6分の1以内 (千円未満切捨て)
2 園芸施設リフォーム支援型 園芸施設の改修及び省エネルギー型装置等の更新費		補助対象経費の2分の1以内 内訳 県4分の1以内 (千円未満切捨て) 市4分の1以内 (千円未満切捨て)
3 スマート農業推進型 園芸の生産性向上を図るための機械・装置等の導入費		補助対象経費の2分の1以内 内訳 県3分の1以内 (千円未満切捨て) 市6分の1以内 (千円未満切捨て)